

〈史料紹介〉

安藤紀一「旧郡衙記録保存之件建議」

—大正十五年の郡役所廃止時における文書保存の要望書—

山崎 一郎

はじめに

本稿で紹介するのは、大正十五年（一九二六）に山口県内十一ヶ所の郡役所が廃止された際、郡役所文書の現地保存とその活用を山口県知事へ要望した安藤紀一の建議書である（敬称略。以下すべて同じ）。安藤は、明治〱昭和前期における教育者・郷土史家として名高い人物で、彼による建議書提出は、古く田中誠がその存在を指摘し、筆者も勘場文書および郡役所文書の伝来過程を検討した別稿でこの建議書を取りあげた。この建議書は、山口県において民間から公文書保存を訴えた事例として

は、現在確認できる限り、明治以降もっとも早い時期のものである。その歴史的重要性を鑑みれば、全文を紹介することは意味のあることと考え、一部を紹介した前稿との重複を厭わず、本紀要において全文を翻刻・紹介することとした。

この建議書は、当館所蔵「旧記録一件」（県庁戦前A総務454）に綴じ込まれている。「旧記録一件」は知事官房文書係の簿冊で、この中に安藤提出の建議書とそれに対する県の回答を起案した際の文書が綴じてある。安藤が所蔵した図書・資料類は、現在「安藤文庫」として萩博物館に収蔵されているが、この中にも建議書の控と県

からの回答文が残る。

安藤の略歴は前掲田中の論考に詳しく、また『山口県地方史研究者事典』(山口県地方史学会編)にもコンパクトにまとめられている。安藤は、慶応元年(一八六五)萩生まれ、山口県師範学校を卒業後、明治十八年(一八八五)から萩明倫小学校三等訓導、のち同校長を務め、同三十四年(一九〇一)からは県立萩中学校教諭(国語・漢文)となり昭和六年(一九三一)まで勤務した(大正六年からは嘱託)。大正七年(一九一八)から昭和二年(一九二七)まで『阿武郡志』(阿武郡教育会編)の編纂委員を務め、昭和六年からは『吉田松蔭全集』(山口県教育会企画)の編纂委員となり同書の編纂に心血を注いだ。また、大正五年八月、安藤起草の設立趣意書に基づき阿武郡教育会が阿武郡史蹟保存会を設置すると、安藤はその評議員となり史蹟保存にも尽力した。昭和九年、萩市から教育上の特別功労者として表彰されている。同十年七月、『吉田松蔭全集』の完結を待たず七

一才で没した。学識博く、特に漢学・国学の造詣が深かった安藤は、萩文教界に最後に輝いた巨星とも評される。^③

一 郡役所廃止時における郡役所文書の動向

建議書に触れる前に、山口県における郡役所廃止とそれに伴う郡役所文書の動向を概観しておく。^④

郡役所は、明治十一年(一八七八)七月の郡区町村編成法によって行政区画となった郡に設置された地方行政官庁である。山口県では、同十二年一月、県内十一ヶ所に郡役所が設置された。同二十三年(一八九〇)五月に政府が郡制を公布すると、郡は公共団体として位置づけられ、郡会・郡参事会がおかれることになった。山口県では同二十九年九月より郡制が施行されている。郡長は県知事に任命され、管内町村の指導監督を主に行つたが、県議会と町村議会の発展に伴つて郡議会の機能は次第に低下し、活動状況も停滞していった。結局、郡は公共団

体としては十分に発達せず、大正十二年(一九二三)の

帝国議会で郡制廃止が決定される。その後、郡役所は行政事務を扱つて存続したが、同十五年七月には郡役所も廃止された。その理由は、地方行政組織の簡易化、事務の簡捷、町村の自立・発達を促すためと説明されている。^⑤

郡役所廃止当時、各郡役所には合計三万点を超える文書が保存されていた。その中には、厳密な意味での郡役所文書は勿論、それ以前の大区扱所さらには藩政時代の勘場文書(代官所文書)が引き継がれ保存されているケースもあった。^⑥

大正十五年七月の郡役所廃止に先立ち県は、六月二十二〜二十九日に三班に分かれて各郡を廻つて郡役所事務の引継を実施しており、その際に文書の引継作業も実施した。各班は庶務・農務・産業各課長が班長となり、事務官一名、庶務・学務・土木・農務・産業・会計・衛生各課および知事官房から各一名、会計課から二名が各班に加わつた。五〜八日間に三〜四郡を廻り、一郡当たりの

滞在期間は一・五日というハードスケジュールであつた。^⑦

各郡へは事前に「郡役所事務引継書」の様式が示され、これに基づいて事務引継ぎが実施された。文書の引継ぎに関する事項(「記録及簿冊ニ関スル事項」)は、所蔵文書の総数、係(庶務・財務・兵事・学務・勸業)ごとの内訳を記し、その内で廃棄してよいもの、保存年限を変更すべきものを理由とともに記す形式であつた。

佐波・美祢・阿武・大津郡を廻郡した庶務事務担当者の復命書によれば、廻郡時、郡・県の担当者間で文書の保存・廃棄に関する協議が行われたことが知られる。例えば、佐波郡や美祢郡の場合、郡側が必要と判断した文書には赤紙を付け、それに対し県側の意見が異なるものには青紙を付けるといった処置がとられたという。

各郡の状況を事務引継書および復命書からまとめると次のようになる。

①大島郡役所

引継書には三六一〇冊(庶務係二三〇二冊、財務係四

七八冊、兵事係二三〇冊、学務係二八三冊、勸業係三一七冊)があげられているが、この中で庶務係の一八六冊を廃棄を可としている。うち三八冊は県・町村に原本のあることが理由で、一四八冊は単に「参考ノ要ナシ」が理由である。廃棄可とされたのは、明治初年〜二十年代の県庁から郡への達をまとめたもの、郡から県への上申録関係が八〇冊余(いずれも永年保存文書だったもの)、大正六〜十五年の文書整理簿、出張巡回命令簿など約三〇冊(十年保存文書)などである。

②玖珂郡役所

引継書には庶務係の文書二〇四七冊のみをあげており(編纂中・使用中のものを除く)、廃棄を可とするものもない。引継書によれば、同郡役所は前年中にすでに記録整理を実施しており、不要と判断されるものはすでに廃棄済みであったとみられる。

③熊毛郡役所

文書総数三四三七冊(庶務係一四七七冊、財務・兵

事・学務・勸業各係合計一九六〇冊)のうち、庶務係の

「官報」「県報」七七冊について、「県ニ備付アルベキ筈ニ付、郡ノ分ヲ保存スルノ必要ナシ」という理由で廃棄を可としている。なお、郡役所保存の官報・県報その他の広報、雑誌類に関しては、六月二十六日付けで県から郡役所に対し、図書館や郡内各種団体に無償譲渡し、希望がなければ売却・廃棄するよう通知がされている。

④都濃郡役所

庶務係八五七冊、財務係一七五冊、兵事係二七七冊、学務係四三〇冊、勸業係三九五冊、計二二三四冊があげられているが、廃棄を可とするものは記されていない。

⑤佐波郡役所

庶務係四九八冊、財務係三四三冊、兵事係二六四冊、学務係八三六冊、計一九四一冊をあげ、このうち庶務係分は二四冊のみを保存すべきとしている。具体的には、大正十二〜十四年のものがほとんどで、それ以外は明治期の行幸啓関係の記録があげられているに過ぎない。ごく

近年の文書と行幸啓関係のものを残すというのが文書選別の基準であったように見受けられる。なお後述するように、本郡役所においては、郡役所廃止前に大規模な文書廃棄が実施された可能性が高い。

⑥吉敷郡役所

庶務係一二三七冊とあるのみで他係の文書はあげられていない。同様に庶務係の文書のみを掲載していた玖珂郡の例からすれば、本郡の場合もすでに文書整理が実施済みであった可能性がある。なお、本郡役所には藩政期の勘場文書および明治初期の部署・大区扱所の文書が大量に保存されていた。郡役所廃止後、そのまま旧庁倉庫に残されていたが、倉庫解体時(昭和二年頃)、山口図書館職員の尽力によりすべてが図書館へ引き継がれた。現在、当館が所蔵する「山口・小郡宰判記録」がこれである。

⑦厚狭郡役所

庶務係七五一冊、財務係八九九冊、兵事係八五五冊、

学務係三七七冊、勸業係七五〇冊、計三六三二冊をあげているが、廃棄を可とするものは記されていない。

⑧豊浦郡役所

庶務係二二四〇冊、財務係一〇二三冊、兵事係四三三冊、学務係四五三冊、勸業係九〇〇冊、計五〇五五冊が保存されていた。数だけでいえば十二の郡役所の中でも文書数が多い。このうち、兵事係の「現役兵名簿」(二十年保存)について、「参考書類ニシテ従来郡ニ於テモナカリシニ依ル」という理由で廃棄を可としている。廃棄を可としているのはこれ一点である。

⑨美祢郡役所

庶務係一七七四冊、財務係二八一冊、兵事係一九三冊、学務係一五三冊、勸業係三九五冊、計二七九六冊をあげており、このうち庶務係の六一冊を廃棄可、三冊を永年保存から十年保存へ変更すべきとしている。廃棄可としたのは「人民願何録」「各村吏願何録」など町村から郡役所へ提出された文書を綴じたものが多くみうけられ

る。美祿郡は売葉業が有名であるが、「売葉営業一件」「売葉行商」など売葉関係の多くの文書が廃棄可とされている点も目を引く。

⑩大津郡役所

庶務係九三〇冊、財務係八四七冊、兵事係二五六冊、学務係六九一冊、勸業係四八〇冊、計三二〇四冊の文書を保存していたが、郡長は、保存年限に従って保存し、年限満了後には廃棄してもよいという意見であった。

⑪阿武郡役所

庶務係三四七冊、財務係二九八冊、兵事係一六四冊、学務係一九四冊、勸業係五〇六冊、計一五〇九冊をあげている。県職員の廻郡後の復命書によれば、阿武郡長は文書記録はすべて保存すべきとの意見であったという。後述のように安藤は、事務引継直前の六月十三日に阿武郡役所を訪れ、郡長に文書保存の方針を尋ね、自らの意見を申し述べている。郡長が全文書の保存を主張したのは、あるいは安藤の意見を踏まえてのことであったかも知

しれない。

以上各郡の状況を概観した。廃止直前の郡役所蔵文書数の平均は約二八〇冊となるが、最も多い豊浦郡の五〇五五冊から最も少ない吉敷郡の一三三七冊までかなりの差がある。また、引継書に廃棄文書や保存年限変更文書をあげている郡は少ない。この理由として、阿武郡のように、文書はすべて保存すべきとの積極的意見をもつ郡があったことも事実だが、玖珂郡役所のように、役所廃止以前に文書整理を行い、大規模な文書廃棄を終えていた所があった点も考慮すべきであろう。

郡が廃棄を可とした理由をみると、県・町村に原本が保存されているという妥当な理由もあるものの、大島郡や佐波郡などでは単に年次の古いものが廃棄可とされたようにみえる。結局のところ、郡役所廃止に際し、所蔵文書に対する各郡役所の対応、意識はまちまちであり、阿武郡のように保存に積極的な郡もあれば、「南部ノ某郡」のように、廃止前に「吏員安二庫中ノ旧記録ヲ無用

物視」して、業者に一括廃棄する郡もあった。文書の保存・廃棄の基準も、年代の古さ以外、郡役所側に特に明確なものがあったとはみえず、県から特に示されたわけでもない。郡役所廃止に際しては、保存・廃棄の判断はまず郡役所に任せ、県庁役人廻郡の際に意見調整を行い、色紙添付などで一応の判断基準を付けておき、文書の最終的な処置は県にまかせるとというのが実態であったように思われる。

郡役所廃止後、何れの郡役所文書も一括して県庁へ引き継がれることになった。これは、群馬・京都などでも同様である⁸⁾。ただし、前稿で指摘したように、それまで県内郡役所で保存されていた勘場文書は、この時点で大規模に廃棄された可能性が高い。

群馬県の場合、郡役所文書を引き継いだ県庁では、新しく収蔵庫を建築し、そこで文書を保存している。山口県の場合、大正十四年六月時点で、知事官房主事から庶務課に対し、郡役所文書を収蔵するための書庫建設の必

要性が指摘されていたが、書庫は建設されなかった。結局文書は用度品倉庫に保存されたという(文書館「収蔵の経緯」石川卓美記)。「郡役所記録目録」⁹⁾によれば、文書は郡ごとのまとまりを保ったまま、各部屋のほか廊下などに置かれていたことがわかる。

二 建議書の内容

以上のような動向をふまえ、安藤の建議書についてみていくことにしたい。

安藤が県へ建議書を提出したのは大正十五年八月二十七日、県・郡間での事務引継実施から二ヶ月後、郡役所廃止の翌月のことである。この時期安藤は、『阿武郡志』編纂委員を務めている。

建議書によれば、安藤は、以前より郡役所廃止に伴う文書消滅を危惧しており、六月十三日に萩の阿武郡役所を訪れ、今後の文書の保存方針を尋ねるとともに自らの

意見を述べた。郡長から文書は県で一括保存されるとの方針を聞き、ひとまず納得したものの、その後安藤は、「県南部ノ某郡」の郡役所が大量の文書を古紙回収業者に払い下げたという事件を聞いた。この某郡とは、藩政期における「国交渉ノ要津」、「藩侯ノ菟裘(隠居地の意)生活中ニ国富ヲ謀ラレシ処」とあり、三田尻を含む佐波郡のことと推測される。この事件の際、郡役所の視学係職員が事の重大性に気付き、教育学問関係の文書を救い出し一部が廃棄を免れたという。この事件を聞いた安藤は、以前からの心配が杞憂に終わらなかつたこと、事前に県へ文書保存について提言しなかつたことを悔い、今自分の考えを伝えておかなければ後年後悔することになると思い、今回の建議に至つたと述べている。

安藤は建議書冒頭、人が古い文書記録(旧記往牒)を重要視するのは、「温故知新」の教えに従つてこそ自らの行いを正しく導くことができ、また「報本反始」(先祖の恩に報いる)の情があつてこそ、祖先や故事を

重んじ、「忠厚ノ俗」(人情に厚い心)を伝えていくことができるからだとし、それは国、県、郡、町村にも当てはまることだとする。

安藤は、山口県の場合、郡役所には江戸時代の勘場文書までもが引継がれ、「地方百般ノ史料」が大量に保存されているのであり、それらの文書記録は、地方制度の変遷如何に関わらず、自然災害等のやむ得ない理由以外必ず保存されなければならない、決して「当座無用、蠹糞厭フベシナドノ薄弱ナル理由」によつて廃棄されてはならないと主張する。安藤は歴史家でもあるが、文書の保存を主張するのは、単に歴史研究に必要という理由からではない。文書は「温故知新ノ材料」、「報本反始ノ指導タルモノ」であり、地域の産業・衛生・教育等の発展ため、一国の文明向上のために必要であるとする。そこでは、廃止される郡役所の文書を保存することが、現代的意味、価値をもつことが強調されているのである。

こうした認識の上で安藤は、旧郡役所文書は、県が速

やかに規則を立てその永年保存の策を図るべきとし、その案を提案する。提案されているのは、①旧郡役所保存の古記録および「新記録ノ既了事項ニ属スルモノ」をそのままその地域で保存すること、②文書は分類すること、

③文書は一般人民の閲覧に供し、場合によっては図書館に文書の保存を委託すること、の三点である。

①の「古記録」とは主には郡役所保存の勘場文書を指し、「新記録ノ既了事項ニ属スルモノ」とは郡役所の非現用文書を指すと思われる。安藤は、「古記録」のみならず、郡役所の非現用文書の一般公開を主張しているのである。また、図書館での保存委託も視野に入れつつ、文書は各地域で保存すべきだとする主張も目を引く。その理由は、大量の文書が県庁で一括保存されることになれば、文書が混雑して検索に難を生じるからという。加えて、郡役所文書は「地方ノ史料トシテ、旧位置ニ保存スルコト」、あるいは郡役所文書は「其地ノ産業・衛生・教育等ノ發展ノ為」の材料となるものだ、といった主張

をしている点からすれば、郡役所文書は地域の史料であり、地域に残して地域のために活用すべきだ、という思いを強くもつていたものと理解できる。

安藤は、今時の郡役所廃止という地方制度の大変革は、「地方史料」にとつて存亡の危機であり、単に山口県だけの問題ではないはずだが、それに対し世の歴史家はどのような危機意識をもつてどんな対策を提唱したのか、政府、府県の当局者はどういう対策を講じようとしたのか、と問いかける。この部分には、この問題に関する世間の無関心さとそれに対する安藤の憤りがかいま見れる。田中誠は安藤について、「人格高潔にして、人間的にも誠実であり風格ある優れた学者・教育者であった」とする一方、吉田松陰との対比の中で、「教育以外の今日的、社会的課題には超然として関心を示さず」と記す。田中の安藤評に従うならば、郡役所文書の保存という社会的課題に対し、県知事へ建議書を提出するという行動は、安藤にとつてみれば特別の出来事であり、逆に言え

ば、そのような行動を取らせられたほど、この問題に関する彼の関心の高さ、危機感の強さを読み取ることができる。

安藤の建議書は、郡役所の廃止を契機とする郡役所文書Ⅱ地域史料の消滅危機に際し、現地での保存と一般公開を訴えたものである。安藤は、文書の保存場所について、各地図書館への保存委託も視野に入れていたが、文書館の設立そのものを求めているわけではない。ただし、非現用文書の一般公開を求めるその主張は、文書館制度が目指すところと方向性を同じくし、文書館的なあり様が求めたものともいえる。この意味で安藤による建議書提出は、民間からの公文書保存運動であり、広い意味での文書館設立運動といってもよいのではないか(建物ではなく、機能・役割の「設立」を要求するという意味において)。青山英幸の研究に学べば、公文書を保存する機能をもった文書館(「あーかいぶ」)設置を求めた民間からの提言は、すでに明治二十四年(一八九一)に、九州中津の地域史編集にあたった広池千九郎からなされて

おわりに

県庁引継ぎ後の郡役所文書の動向については、前稿で詳しく述べたので、ここでは概略を述べるに止める。県は安藤へ「県ニ於テ永久保存スル計画」と回答したが、実際にはその後、数度にわけて廃棄されていった。郡役所廃止時に約三万点あった文書は、昭和十四年までの時点で行われた一次選別によりその六割が廃棄されて約八八〇〇点となり、その後の二次選別によりさらに四割が廃棄され五四〇〇点余りとなった。その一部については、戦前の県史編纂所へ編纂史料として移管されたものもあるが、大部分は、昭和二十年代末頃に最終的な廃棄が行われたようである。廃棄された文書は、その歴史的価値を重視した山口図書館職員(石川卓美)により、幸運にもその一部が救い出された。現在文書館が所蔵する「郡役所文書」約九六三点がそれである(ごく一部は県庁文書としても伝来している)。郡役所廃止時点に存在した

いるという¹⁾。安藤の意見はそれよりは遅いものだが、少なくとも山口県においては、現在確認できる限り、はじめての主張である。

さて、この安藤の建議書に対し県知事官房主任が回答を起草した際の文書が(史料2)である。「旧記録一件」には、(史料2)の後に安藤の建議(史料1)が添付されている。この回答で県は、引継いだ郡役所文書は目下調査中であり、その結果を待って、郡の沿革、その他将来の参考とすべき文書は県において永久保存する計画であるとしている。また、図書館での保存も視野に入れ、文書を現地で保存・公開すべきとする提言に対しては、起草者は、管理の統一上、県の執務に影響があることから不可能であるとわざわざ記したが、決済過程において、この部分は不要とされ削除された。

結局のところ、安藤の建議内容が取り入れられることはなかったのである。

約三万点の文書のうち、現在伝来しているのはその数%に過ぎない。安藤がわざわざ出向いた阿武郡役所の文書は、わずか十数点が残るのみである。

現在、市町村合併に伴う公文書保存問題に大きな関心が寄せられているが、昭和の大合併の場合、大量の文書が廃棄されたのは合併時その時点ではなく、むしろその後の過程であったことが指摘されている²⁾。山口県の場合、郡役所廃止時に多くの勘場文書が失われたが、本来の意味での郡役所文書は、郡役所廃止時ではなく、県庁引継ぎ後、戦争を挟んで三十数年の間で大量に廃棄されたのであり、その点はまさに同様である。今時の平成の大合併、あるいはそれに伴う県の組織改正に関しても、その時点での文書保存状況はもとより、今後のあり様に十分注意を払うことが必要なのであろう。

安藤は建議書の最後において、長く保存されてきた文書が、今時の郡役所廃止に伴って消滅する事態となれば、「後人ノ今ヲ議スルコト、猶今人ノ彼ノ秦火ヲ誹ルガ如

クナラン」、すなわち、我々が秦の焚書坑儒を批判するのと同様に、未来の人たちから我々が批判されるだろうという。この言葉は、今の我々にもそのまま向けられている言葉とはいえないか。

註

- (1) 「安藤紀一「安藤文庫目録の作成に際して」(『萩市郷土博物館研究報告』No.2 一九六八年)。
- (2) 拙稿「明治、昭和戦前期における萩藩勤場文書と郡役所文書の保存と伝来について」(『歴史学研究』No.790 二〇〇四年七月)。なお、同論文での史料引用部分に誤りがあったので訂正しておく。P.22・22行目「記録ハ県二速ニ」↓「記録ハ(中略)速ニ」、同28行目「分類保存」↓「分類」。
- (3) 『萩乃百年』(萩市役所 一九六八年)。
- (4) 山口県における郡制廃止とそれに係る地域動向については、岡本健一郎「大正期山口県における郡制廃止と地域再編成」(『山口県史研究』第十三号 二〇〇五年)に詳しい。
- (5) 主に「山口県政史」(山口県 一九七一年)による。
- (6) 前掲拙稿参照。

- (7) 「郡役所廃止三関スル一件書類」(県庁戦前A812)。
- (8) 木暮隆「群馬県における郡役所の廃止と文書保存」(一)(二)『双文』5・6 群馬県立文書館、一九八八・八九年)。「京都府総合資料館所蔵 改訂増補文書解題」(京都府総合資料館 一九九三年)。
- (9) (5)に同じ。
- (10) 県庁戦前A総務813。
- (11) 「日本におけるアーカイブの認識と「史料館」「文書館」の位置」(安藤正人・青山英幸編著『記録資料の管理と文書館』第6章 北海道大学図書館出版会 一九九六年)。
- (12) 岩波書院ブックレット8『データにみる市町村合併と公文書保存』(全史料協史料保存委員会編 岩田書院 二〇〇三年)。

(史料1)

旧郡衙記録保存之件建議

謹テ山口県知事閣下ニ白ス、温故知新ハ聖賢ノ訓ニシテ、報本反始ハ国民ノ情ナリ、人彼ノ訓ニ由リテ事業ノ進展妥当ヲ得ベク、民此ノ情アリテ、祖先ヲ敬シ、故事ヲ重ンジ、忠厚ノ俗万世ニ伝ハルベシ、是レ世ニ旧記往牒ノ重ズベキ所以ニシテ、一国然リ、府県然リ、郡町村皆然リ、山口県ノ地タル本洲ノ西端ニ位シ、三面海ヲ環ラシ、古来国運ノ発展ニ関シテ内外交通ノ史実ヲ有シ、特ニ慶長以来ニ於ケル毛利氏ノ治教ハ今日国家昌運ノ基礎ヲ固定シタリシコト今復言ヲ待タズ、之ニ伴ヒテ旧記往牒ノ県内社寺旧家及公衙ニ保存セラル、モノ固ヨリ勝テ数フベカラズ、今爰ニソノ公衙保存ノモノニ就キテ聊閣下ニ訴フル所アラント欲ス

抑旧藩時代ハ防長両国内本藩・支藩二分レ、本藩領内ニハ二十ノ行政区画アリ、之ヲ宰判ト称シ、各宰判ニ代官ヲ置キテ区内ノ政務ヲ掌ラシメ、支藩ニモ亦之ニ相当ス

ル施設アリ、而シテコノ宰判ノ政務ハ、維新後一般ニ布カレタル大区ノ制ニヨリテ各大区ニ其ノ系脈ヲ続ケ、從ヒテ各宰判ニ保存シ来レル旧記録ハ、悉ク各大区扱所ト称スル公衙ニ引キ継ギ保存セラレタリ、而シテ其大区扱所ハ即ち後ノ郡役所ナレバ、ソノ郡役所保存ノ記録ニハ古来伝承セル地方百般ノ史料無数ニシテ、是ハ時勢制度ノ変遷如何ニ係ラズ、苟モ天然不可抗力ノ障碍ナキ限ハ必ず保存セラルベク、即チ其地ノ産業・衛生・教育等ノ発展ノ為ニ、一国ノ文明向上ノ為ニ、永ク温故知新ノ材料報本反始ノ指導タルモノニシテ、決シテ当座無用、蠹糞厭フベシナドノ薄弱ナル理由ノ下ニ棄却セラルベキ者ニ非ズ

然ルニ今仄ニ聞ク、本年六月郡役所ノ廃止前ニ方リテ、本県南部ノ某郡ノ如キハ吏員妄ニ庫中ノ旧記録ヲ無用物視シ、将ニ一括シテ故紙商ノ手ニ付セントセシマ、当時ノ郡視学某ハ一見愕然直ニ其中ヨリ教育学問ニ関スル材料ヲ拾撫シ、辛ウシテ棄却ノ厄ヲ免レシメタリト云フ、

按スルニ其郡衙ノ所在地ハ藩制時代ニ上国交渉ノ要津タリ、且ツ藩侯ノ菟裘生活中ニ国富ヲ謀ラレシ処タリ、然レハ其衙庫保存ノ記録ニハ尤有益ノ史料ニ富ミタルナルベシ、今ヤ其一部ハ幸ニシテ厄ヲ免レタレドモ、其大半ノ罹厄ハ豈ニ惜ムヘキノ至リナラズヤ、紀一之ヲ聞キテ痛嘆大息言ノ出デテ所ヲ知ラズ、紀一性愚陋平生唯ダ地方史料ガ時勢ノ為ニ湮滅センコトヲ懼レ、毎事思念此ニ在リ、初メ郡廢ノ事ヲ聞クヤ、我ガ萩ニ於テ古ノ当島宰判以來曾テ位置ヲ更ヘシコトナキ阿武郡役所ノ保存旧記ノ運命ニ杞憂ヲ抱キ、本年六月十三日、当時ノ郡長ニ就キテ当局ノ方針ヲ質シ、且ツ鄙見ヲ述ベタルコトアリ、當時聞ク所ニ抛レバ、此事ノ処置ハ県ニ於テ已ニ議アリ、之ヲ保存スルニモ、悉ク県庁ノ一処ニ集ムルトキハ紛雜シテ檢索ニ容易ナラザルノ恐アレバ、在来ノ如ク旧位置ニ留保スベシトイフ説実行セラルベシト、紀一是ニ由リテ私ニ思フ、当局固ヨリ人アリ、大体ニ於テ憂ナカルベシト、然レドモ其後コノ事如何ニ決セシカ、閣下ハ如何

ニ最後ノ郡長ニ令達セラレタルカハ、紀一ノ未ダ聞知セザル所ナレバ、杞憂亦未ダ去ルコト能ハズシテ、俄然前迹ノ某郡ノ痛事ヲ耳ニスルニ至レリ
伏シテ思フニ、閣下明德夙ニ聞エ、至誠上ニ仕ヘ、下ニ臨ミ治教大ニ行ハル、其ノ將ニ益々民情ヲ察シテ県政ノ美ヲ濟サントセラル、盛意ハ、治下吏民ノ当ニ奉承スヘキ所ナリ、然ルニ某郡ノ痛事ノ如キアリ、是豈閣下ノ盛意ヲ奉承スルモノナランヤ、若シ此事一郡ニ止ラズ、他郡軫々相倣ヒテ全県内ノ貴重史料ヲ一朝ニ蕩尽スルニ至ラバ、閣下ノ盛意ノ蔽ハル、コト愈々大ナラン、閣下豈悲焉タルコトヲ得ンヤ、紀一是ニ於テ曩日ノ杞憂ノ却テ杞憂ニ非ザリシヲ思ヒ、郡廢前ニ予メ図リテ人禍ヲ未萌ニ防グノ策ヲ閣下ニ献ゼザリシヲ悔ユ、然リト雖モ郡廢後日尚淺シ、コノ悔今尚小ナリ、今ニ於テ微衷ヲ吐カズンバ後來更ニ大ニ悔ユベキニ至ランモ知ルベカラズ、伏シテ考フルニ、目下旧郡衙保存ノ記録ハ県ニ於テ未タ処置ヲ完了セラレザルモノアラン、願クハ速ニ制規ヲ立

テ、其貴重史料ヲ永久ニ保存スルコトヲ図ラレンコトヲ、今其方法ノ概要ヲ言ハン

一 旧郡役所保管ノ古記録ト、同所ノ新記録ノ既了事項ニ属スルモノトハ、地方ノ史料トシテ旧位置ニ保存スルコト

一 右ノ保存記録ハ、産業・教育・衛生・軍事等適宜ニ分類スルコト

一 右ノ保存記録ハ一般人民ニ閲覧ヲ許スコト

但、便宜上其地方ノ図書館ニ記録ヲ委託スルコトアルコト

紀一私ニ思フ、今回地方制度未曾有ノ改革ハ単ニ地方史料ノ大部分ノ為ニ考フレバ、実ニ危急存亡ノ秋ナルコトト独リ我県ノミナラザルナリ、願フニ世ノ史家ニシテ、郡廢實施ニ先ダ史料ノ散逸ヲ恐レテ其処置ヲ唱道スル者一人モ有ラザリシカ、政府ニシテ之ニ関スル令達ヲ地方長官ニ下サレタルコト一度モ有ラザリシカ、全国府県ノ各当局ハ目下如何ナル処置ヲ為サレツアルカ、並ニ得

テ知ルベカラズ、唯冀クハ閣下深ク謀リ遠ク慮リ、今ニ及ビテ速ニ確實ノ方法ヲ定メラレンコトヲ、果シテ此貴重ナル史料ガ、閣下ニ藉リテ今日ノ危機ヲ無難ニ通過スルヲ得バ、閣下ノ德澤ハ永ク遺リテ後人其慶ニ頼ラン、然ラズシテ数百年来完全ニ保存セラレタル物、今日一朝ニ散逸セバ、後人ノ今ヲ議スルコト猶今人ノ彼ノ秦火ヲ誹ルガ如クナラン

閣下賢明寛弘能ク野人ノ言ヲ容ル故ニ、爰ニ蕪言ヲ顧ミズシテ微衷ヲ陳ブ、幸ニ冒瀆ノ罪ヲ恕シテ容納裁扱セララルアラバ、何ノ幸カ之ニ加ヘン

大正十五年八月廿七日

山口県萩町大字南古萩第二番地住

安藤紀一 (印)

山口県知事大森吉五郎殿

(史料2)

大正十五年八月三十日立案 知事官房主任属 阿川俊高(印)

知事(印) 知事官房主事(印) 係員(印)(印)(印)

会計課長(印)

元郡役所旧記録保存方ニ関シ建議

阿武郡萩町

安藤紀一(元萩中学校教諭)

案

大正十五年 月 日

知事官房主事

萩町安藤紀一アテ

元郡役所記録ヲ県ニ引継キニ付、之ガ保存方ニ関シ懇切
縷々御陳情ノ趣委細了承致候、右引継キタル記録ハ目下
精密調査中ニテ、郡ノ沿革、風土誌又ハ史料トスヘキ古
文書、其他将来ノ参考トナルヘキ記録ハ凡テ之ヲ類別シ、
県ニ於テ永久保存スル計画ニ有之候条、貴説ニテハ一旦

引継キタル記録ヲ再ヒ郡ノ旧位置ニテ保存シ、又ハ地方
ノ図書館ニ委托シタキ旨御陳情ノ次第モ有之候得共、右
ハ管理ノ統一並ニ県ニ於テ執務上或ハ支障ヲ来タスコト
可有之候ニ付、此儀不可能ト存候、右様御了知相成度、
申進

(注) 印は抹消線が掛かっている部分。この線の上に知事官房

主事の印あり。